

別表第4の5（第2条関係）建築関係のその5

手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の適合状況審査及び検査に係る手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号。この表において「建築物省エネ省令」という。）第２条の規定が適用される建築物（同条第１項第２号若しくは第３号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（この表において「建築物省エネ法」という。）第１１条第１項若しくは第１２条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（同法第１８条第２項若しくは第３０条第８項（同法第３１条第２項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（この表において「都市低炭素化法」という。）第１０条第９項若しくは第５４条第８項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を除く。）について、法第６条第１項の規定に基づく建築確認又は法第１８条第３項の規定に基づく審査を受けようとする者 ア 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 （ア） 床面積の合計が２００平方メートル未満のもの （イ） 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第１条第１項第１号に規定する非住宅部分をいう。次号において同じ。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（基準省令第１条第２項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（基準省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物をいう。）の場合 （ア） 住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの （イ） 住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	13,000円 14,000円
	(2) 建築物省エネ省令第２条の規定が適用される建築物で、法第６条第１項の規定に基づく建築確認若しくは法第１８条第３項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第１１条第１項若しくは第１２条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（同法第１８条第２項若しくは第３０条第８項（同法第３１条第２項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第１０条第９項若しくは第５４条第８項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第１８条第２１項に規定する通知に対する完了検査を受けようとする者 ア 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 イ 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合 （ア） 住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの （イ） 住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの ウ 検査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分を除く。以下この号において同じ。）を有する場合 （ア） 非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの （イ） 非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以上のもの エ イ及びウのいずれにも該当する場合	24,400円 38,400円 5,000円 10,000円 20,000円 10,000円 17,100円 イ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

備考

1 この表において「法」とは、建築基準法をいう。